

別府市障がい者計画の施策体系項目
別に見る市民からの意見と別府市の
取組状況

(項目：生活支援)

論点	
項目： 生活支援	どうすれば、障がいのある人が生活しやすくなるのか？
細目： 相談	<ul style="list-style-type: none"> ・どのように相談を受けて、その悩みを解決していけばよいか？ ・体験豊かな方の対応。 ・状態が悪化した時に、どう通報してよいか知らない自治会や地域の人がいる。 ・ワンストップ相談窓口。 ・専門的な相談支援体制。 ・何にでも対応できる体制づくり。 ・相談窓口とその仕組みについて。 ・ネットワークとピアカウンセラー。 ・情報。 ・相談窓口の周知徹底。 ・相談支援の体制整備と相談員の質の向上を図るための仕組みづくりについて。 ・困ったときいつでも相談できる仕組みについて。 ・相談場所や窓口を広げ、悩みの解決につながる相談支援は、どのようにすればよいか？（例：精神保健福祉士などの専門員を配置等） ・家族への相談支援。 ・相談窓口の整備。 ・相談員、相談所の設置。 ・地域移行支援、地域定着支援の実施。
市民からの意見	
<p>(障がいのある人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気軽に相談できる場がない。 ・相談場所を充実してほしい。 ・相談しても、理解してくれない。 ・自宅に来て、相談に乗ってほしい。 ・相談したいことをどこに相談したら良いのか分かりづらい。 ・相談支援事業所の存在を知っている人が少ない。 ・相談しやすいシステムをつくってほしい。 ・相談者の立場になって問題を解決してほしい。 ・精神障がいのある人は、あまり分かってもらえない。 <p>《相談の具体的手法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員との相談会の実施 ・精神障がいのある人のための24時間相談支援サービスの実施 	
別府市の取組状況	
<p>1 一般的な相談支援及び障害者自立支援法による地域生活支援事業として、相談支援事業を実施している。</p> <p>【平成22年度実施状況】</p>	

目的：障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。

対象者：市内に住所を有する在宅の障がい者とその家族

事業委託事業所：

事業所名	設置主体	所在地	電話
農協共済別府リハビリテーションセンター 障害者生活支援センター	社会福祉法人農協共済別府リハビリテーションセンター	別府市鶴見1026-10	67-1897
障害者相談支援センター たいよう	社会福祉法人太陽の家	別府市大字内竈1393	66-1674
地域支援センター ほっと ^{※1}	社会福祉法人別府発達医療センター	別府市大字鶴見4075-1	25-9758
障害者地域生活支援センター 泉 ^{※2}	社会福祉法人みのり会	別府市富士見町12-13	25-3443

※1 平成24年4月1日から「別府市相談支援事業所 ぱれっと」に変更

※2 平成24年4月1日から「障がい者地域生活支援センター 泉」に変更

委託業務内容：次に掲げる業務を委託する。

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 社会資源を活用するための支援
- ③ 社会生活力を高めるための支援
- ④ 権利の擁護のために必要な援助
- ⑤ 市営住宅入居等の実態調査
- ⑥ 障害者自立支援協議会への支援、情報提供等
- ⑦ 別府市障害者自立支援協議会の運営補助
- ⑧ その他、相談支援事業者として必要と認められること

※⑦は、1事業所のみ委託

事業費（決算額）：27,000千円（交付税を財源として実施される事業費を含む。）

【補助対象事業費の財源内訳：国1/2以内、県1/4以内、一般財源】

利用者数：791人

延相談件数：10,696件

2 別府市障害者自立支援協議会を設置している。

【平成22年度実施状況】

設置の趣旨：相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として設置する。

協議事項：次に掲げる事項を協議する。

- ① 相談支援事業の運営に関すること
- ② 相談支援事業における困難事例への対応のあり方に関すること
- ③ 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること

④ その他市長が必要と認める事項

組織：委員 20 人以内（相談支援事業又は障害福祉サービス事業を行う者及びその関係者並びに保健、医療、教育、企業、老人クラブ、自治会等の関係者並びに障害者関係団体に属する者等）で構成

委員の任期：2 年

会議：

会議回数	日時・場所	議事
第 1 回	平成 22 年 6 月 25 日(金)13:20～ 別府市役所 4 階 4F-3 会議室	1 別府市障害者自立支援協議会に係る説明 2 別府市障害者計画の策定について 3 委託相談支援事業所実施報告 4 実務担当者会議について 5 障がい者就業・生活支援センターたいようからの事業説明 6 その他
第 2 回	平成 22 年 9 月 24 日(金)13:30～ 別府市役所 5 階大会議室	1 障がい者の住みやすい住宅について 2 短期入所先の不足について 3 自立支援協議会運営強化事業について 4 その他（当事者部会について、障害者手帳を持たない方に係る支援について）
第 3 回	平成 22 年 12 月 24 日(金)13:30～ 別府市役所 5 階大会議室	1 委託相談支援事業所実施報告 2 分科会報告（障がい者の住まいに関する分科会、知的障がい児者の短期入所分科会） 3 自立支援協議会運営強化事業活用の件 4 自立支援協議会委員からの現状説明（市内の障害児の現状） 5 自立支援協議会委員を対象とした意向調査の実施について
第 4 回	平成 23 年 3 月 25 日(金)13:30～ 別府市役所 5 階大会議室	1 委託相談支援事業所実施報告 2 実務担当者会議実施報告（障がい者の住まいに関する件、知的障がい者の短期入所に関する件） 3 別府市障害者自立支援協議会の理解を深める研修会について 4 委託相談支援事業所の評価について 5 意向調査の実施について

事業費（決算額）：260 千円【財源内訳：一般財源】

3 身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法により相談員を設置している。

【平成 24 年度実施概要】

概要：身体又は知的に障がいのある者の福祉の増進を図るため、身体又は知的に障がいのある者の相談に応じ、及びその者の更生のために必要な援助を行うことを、社会的信望があり、かつ、身体又は知的に障がいのある者の更生援護に熱意と識見を持っている者に委託する。

委託期間：平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

相談員数：身体障害者相談員 14 人、知的障害者相談員 4 人
 事業費（予算額）：216 千円【財源内訳：一般財源】

4 障害者 110 番の周知に努めている。

【概要】

TEL・FAX		097-558-7005 ※時間外は、FAX又は留守番電話にて対応				
場 所		大分県大分市大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館1階 大分県障害者社会参加推進センター				
相談項目		相談内容	担当相談員	曜日	時間	備考
一般相談			選任相談員	月～金	8:30～19:00 (水は17:00まで)	
専門相談	医療・介護・機能回復	病気の悩み、予防、健康管理、介護の方法、在宅リハビリの方法や心得について	医師	火	13:00～16:00	予約必要
	住宅増改築	障害者向け住宅の増改築に関する事	一級建築士			
	法律	遺産相続、金銭貸借、離婚など法律に関する事	弁護士	水		
	税務	各種税金に関する事	税理士	木		
	年金	各種年金、社会保険に関する事	社会保険労務士	金		

論点		
項目：	生活支援	どうすれば、障がいのある人が生活しやすくなるのか？
細目：	在宅福祉	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅の障がいのある人をどのように支援していけばよいか？ ・ 専門職による訪問活動。 ・ 家族に対する支援。 ・ 在宅福祉サービスの推進について。 ・ 生活保障。 ・ 訪問ヘルパー、看護、医療関係のチームワーク。 ・ 障がいがあっても安心して暮らすことのできるための地域づくりについて。 ・ 不足している社会資源の整備などをどのようにすればよいか？ ・ 住み慣れた家で親亡き後も住み続けられるようにするためには、どのような施策が必要か？ ・ ショートステイ、グループホームの整備。 ・ 重度訪問介護等の利用促進。 ・ 地域における居住の場の確保。 		
市民からの意見		
<p>(障がいのある人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続きの簡素化、多様化をしてほしい。 ・ 障害福祉サービスの基盤の拡充。 ・ 補装具費を安くしてほしい。 ・ 年金や手当などの経済的支援を充実してほしい。 ・ 放課後や長期休暇中に障がいのある子どもを預けられるサービスを充実させてほしい。 ・ 定期的に自宅訪問してほしい。 ・ 視覚障がいのある人に対するサービスが不足している。 ・ ヘルパーが不足している。 ・ 障害福祉サービスと介護保険の併用が大変。 ・ 入院時や学校内でヘルパー利用ができるとよい。 ・ 障害程度区分の判定方法に問題がある。 ・ 障がいのある人の落ち着ける居場所があるとよい。 ・ 自宅で安心して生活できる支援が必要。 ・ 精神に障がいのある人に対する制度を強化してほしい。 ・ 地域における助け合いや支え合いが必要。 ・ 障がいのない高齢者の介護を充実してほしい。 ・ 税金を安くしてほしい。 ・ 母子家庭を社会で支援する体制が必要。 ・ 障がいのある子どもがいるため、病気にもなれない。 ・ 障がいのある子どもがいるため、自分の時間をとることができない。 ・ 在宅の24時間サービスが受けられたらよい。 ・ 経済的支援をしてほしい。 		

- ・施設が少ないので、選択する自由がない。
- ・重度の障がいのある人の在宅支援が必要。
- ・成人の発達障がいのある人のための支援体制を構築してほしい。
- ・介護者の緊急時に安心して障がいのある人を見てもらえる場があるとよい。
- ・障がいのある人の家族と地域とをつなぐ仲介者がいるとよい。
- ・自宅で生活できて、地域に支えられていたい。

《在宅福祉の具体的手法》

- ・日常生活用具の給付対象リストの配布
- ・支援団体のリストの配布
- ・別府市公式ホームページの充実
- ・障がいのある人にやさしい施設マップの作成
- ・聴覚障がいがあることを知らせるカードを公共機関等に設置する
- ・知的、精神のグループホームの充実
- ・発達障がい児のトレーニングの場の充実

(障がいのない人)

- ・障がいのある人を支援する組織の拡大。
- ・24時間のサービスを充実させてほしい。
- ・放課後や長期休暇中に障がいのある子どもを預けられるサービスを充実させてほしい。
- ・経済的自立のため、経済支援を拡充する。

別府市の取組状況

- 1 障害者自立支援法による自立支援給付として、支給決定障害者等が居宅介護などに係る障害福祉サービス等を受けたときは、当該サービス等に要した費用について、介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、自立支援医療費、療養介護医療費及び補装具費を支給している。

【平成22年度実施状況】

サービス種類		利用者数 ^{※1}	支給額 ^{※2}	備考
介護給付	居宅介護	232人	230,583千円	
	重度訪問介護	2人	16,668千円	移動・交通手段の再掲
	行動援護	12人	18,195千円	移動・交通手段の再掲
	重度障害者等包括支援	0人	0千円	
	療養介護	10人	32,213千円	
	生活介護	145人	332,663千円	
	児童デイサービス	8人	3,609千円	保育・教育の再掲
	短期入所	15人	22,039千円	
	共同生活介護	6人	9,276千円	
	施設入所支援	99人	95,623千円	
	旧法施設支援	205人	476,101千円	

訓練等給付	自立訓練	23人	41,422千円	
	就労移行支援	5人	8,918千円	雇用・就労の再掲
	就労継続支援A型	23人	28,402千円	雇用・就労の再掲
	就労継続支援B型	191人	244,090千円	雇用・就労の再掲
	共同生活援助	37人	31,416千円	
特定障害者特別給付費		—	41,693千円	
自立支援医療費		155人	249,212千円	保健・医療の再掲
療養介護医療費		10人	13,638千円	
補装具費		487人	67,357千円	
合 計			1,963,118千円	

※1 利用者数は、平成23年2月利用分（平成23年3月受付分）の国保連等のデータより（ただし、自立支援医療費及び補装具費については、平成22年度の支給者数としている。）

※2 支給額の財源内訳【国1/2、県1/4、一般財源】

2 障害者自立支援法による地域生活支援事業として、各事業を実施している。

【平成22年度実施状況】

事業名		事業概要	利用者数等	事業費(決算額)※
必須事業	相談支援事業			
	市町村相談支援機能強化事業	(相談の再掲)	791人	27,000千円
	成年後見制度利用支援事業	(権利擁護の再掲)	0人	0千円
	コミュニケーション支援事業	手話通訳者の設置	—	1,616千円
		手話通訳者、要約筆記者の派遣	124回 (注)派遣回数	660千円
	日常生活用具給付等支援事業	日常生活用具の給付又は貸与	493人	49,301千円
	移動支援事業	(移動・交通手段の再掲)	199人	33,371千円
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センターの機能の充実強化	59人	13,475千円	
任意事業	その他の事業			
	福祉ホーム事業	低額な料金での居室の提供	24人	5,245千円
	訪問入浴サービス事業	訪問による居宅における入浴サービスの提供	3人	3,060千円
	更生訓練費給付事業	(雇用・就労の再掲)	17人	357千円
生活訓練等事業	手話教室、パソコン教室(芸術文化・スポーツの再掲)、料理教	延265人	350千円	

	室の開催		
本人活動支援事業	清掃活動の支援	延 3 9 5 人	810 千円
ボランティア活動支援事業	社会復帰及びボランティアの活動の支援	延 3 9 人	225 千円
福祉機器リサイクル事業	リサイクルされた福祉機器の貸出	3 5 台 (注)車椅子貸出 台数	1, 208 千円
日中一時支援事業	日中における活動の場を確保	1 3 0 人	41, 264 千円
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	卓球教室、水泳教室の開催	延 2 5 1 人	470 千円
芸術・文化講座開催等事業	(芸術文化・スポーツの再掲)	延 1 6 0 人	800 千円
点字・声の広報等発行事業	点字市報の発行	2 4 人 (注)年度末現在	299 千円
奉仕員養成研修事業	手話通訳者、要約筆記者の養成	4 2 人 (注)受講者	870 千円
自動車運転免許取得事業・改造助成事業	(移動・交通手段の再掲)	1 4 人	1, 359 千円
その他社会参加促進事業	在宅心身障がい者のつどい	2 5 9 人	781 千円
	知的障がい者(児)交流研修会	7 3 人	184 千円 (注)損害保険料を含む
	福祉バス借り上げ事業(交流の再掲)	1 7 件 (注)助成件数	902 千円
合 計			183, 607 千円

※事業費(決算額)の財源内訳【国 1/2 以内、県 1/4 以内、一般財源】

3 特別児童扶養手当の認定の請求の受理等をしている。

【平成 2 4 年度制度概要】

目 的：対象者の福祉の増進を図ることを目的とする。		
内 容：		
障 害 等 級	1 級	2 級
対 象 者	① 身体障害者手帳 1、2 級程度 ② 療育手帳 A ③ 精神障がい、内部障がい等があり、①及び②と同程度	① 身体障害者手帳 3 級及び 4 級の一部 ② 療育手帳 B 1 の一部 ③ 精神障がい、内部障がい等があり、①及び②と同程度
手当額(月額)	50, 400 円	33, 570 円
支 給 月	4 月、8 月、1 1 月の 1 1 日	

4 特別障害者手当等を支給している。

【平成22年度実施状況】

目的：対象者の福祉の増進を図ることを目的とする。

内容：

	特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当(経過的)
対 象 者	20歳以上	20歳未満	昭和60年度 以前の認定者
	著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において 常時特別の介護を必要とする者		
手当額(月額)	26,440円	14,380円	14,380円
支 給 月	2月、5月、8月、11月の10日		
支給額(決算額)	66,920千円	14,466千円	1,941千円
支 給 者	221人	87人	12人

※支給額(決算額)の財源内訳【国3/4、一般財源】

5 福祉手当及び福祉タクシー手当を支給している。(福祉タクシー手当は、移動・交通手段の再掲)

【平成22年度実施状況】

目的：障害者の社会活動への参加促進と福祉の増進に寄与することを目的とする。

対象者：別府市に1年以上住所を有し、住民登録(外国人登録を含む。)をしている身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者で、特別障害者手当、障害児福祉手当又は経過的福祉手当の支給を受けていないもの

手当額：

種別	等級	年額(円)		
		福祉手当		福祉タクシー手当
		一般	児童	一律
身体	1級、2級	8,000	14,000	4,000
	3級	4,000	8,000	1,000
	4級	3,000		
	5級、6級	2,000		
知的	A1、A2、B1	8,000	14,000	4,000
	B2	4,000	8,000	1,000
精神	1級	8,000	—	4,000
	2級	4,000	—	1,000
	3級	3,000	—	

支給制限：対象者に市民税所得割が課税された年度は支給しない。

事業費(決算額)：福祉手当 33,721千円【財源内訳：一般財源】

福祉タクシー手当 13,576千円【財源内訳：一般財源】

支給者：6,487人

6 リフト付タクシー料金に対する助成をしている。(交流及び移動・交通手段の再掲)

7 福祉電話を貸与している。

【平成22年度実施状況】

目 的：安否の確認及び緊急時の連絡手段の確保のための電話を貸与することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。

対象者：次のいずれにも該当する者

- ① 別府市に住所を有すること
- ② 居宅で生活をしていること
- ③ 電話（携帯電話を含む。）を保有していないこと
- ④ 生活保護世帯又は所得税非課税世帯であること
- ⑤ 身体障害者手帳の1級又は2級を所持していること

費用負担：次の費用は、市が負担する。

- ① 設置及び撤去に要する工事費
- ② 回線使用料
- ③ ユニバーサルサービス料
- ④ 1月につき300円までの通話料

事業費（決算額）：472千円【財源内訳：一般財源】

年度末現在貸与者：10人

8 ろうあ者用特殊電話装置の設置及びその利用に要する経費に対する助成をしている。

【平成22年度実施状況】

目 的：在宅ろうあ者の福祉の増進を図ることを目的とする。

対象世帯：次のいずれにも該当する世帯

- ① ろうあ者のみの世帯又は生計中心者若しくはその配偶者の一方がろうあ者の世帯
- ② 世帯員のすべてが引き続き1年以上別府市に居住している世帯
- ③ 所得税非課税の世帯

助成対象経費：装置の設置及び利用に要する経費のうち次に掲げるもの

- ① 設置工事費
- ② 回線使用料
- ③ フラッシュベル使用料
- ④ 1日1度数の度数料

事業費（決算額）：117千円【財源内訳：一般財源】

助成者：5人

9 水道料金の一部を還付している。

【制度概要】

目 的：経済的負担の軽減を目的とする。

対象世帯：別府市の住民基本台帳に記録されている者で次のいずれかに該当する世帯（以下は、障がいのある人に係る事項のみ記載）

- ① 身体障害者福祉手帳の1級又は2級を所持している人がいる世帯
- ② 療育手帳のA1又はA2を所持している人がいる世帯
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の1級を所持している人がいる世帯

還付金額：1か月当たり485円（基本料金の半額）

10 税制における施策及び公共料金の割引等について、軽自動車税の減免並びに自動車税及び自動車取得税の減免手続きへの協力、地方税法上の障害者控除、日本放送協会放送受信料免除基準該当証明書の交付及び有料道路通行料金の割引措置の実施手続きに協力している。

11 心身優待入浴券を交付している。

【平成22年度実施状況】

対象者：満70歳未満で、別府市の住民基本台帳に記録されている者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの

使用可能施設：次に掲げる温泉施設

- ① 竹瓦温泉（砂湯を除く。）
- ② 不老泉
- ③ 田の湯温泉
- ④ 海門寺温泉
- ⑤ 永石温泉
- ⑥ 柴石温泉（家族湯を除く。）
- ⑦ 堀田温泉
- ⑧ 浜田温泉
- ⑨ 浜脇温泉

入浴料：心身優待入浴券を使用する場合は、無料

使用可能回数：年間180回

交付者：720人

12 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者とその介護者1名について、別府市営温水プールの使用料を免除している。

13 別府市コミュニティーセンター入浴料金割引券を交付している。

【制度概要】

目 的：市民相互の親睦の増進に寄与することを目的とする。

対象者：別府市の住民基本台帳に記録されている者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神

障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの

割引額：160円

論点													
項目： 生活支援	どうすれば、障がいのある人が生活しやすくなるのか？												
細目： 情報	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が必要とする情報をどのようにしたらうまく伝えることができるか？ ・福祉施設含む幅広い支援内容。 ・視覚障がい、聴覚障がいを含めたすべての人に対する情報の確実な伝達。 ・利用者の責任ではなく、提供者側からの積極的な情報提供。 ・情報の伝達とその方法。 ・情報の平等性について。 ・個人情報保護。 ・障がいのある人が必要とする情報をどのようにすれば上手く正確に伝えることができるか？ ・情報公開。 												
市民からの意見													
<p>(障がいのある人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報を早く、分かりやすく伝えるとともに、受け取りやすくしてほしい。 ・情報が届かない。 ・情報を入手する手段が限られている。 ・情報が少ない。 ・知りたいことを教えてほしい。 ・知的や精神の障がいのある人に対する配慮が必要。 ・視覚障がいのある人に対する情報が少ない。 ・難聴者への配慮が不足している。 ・点字を理解できる視覚障がいのある人も限られているので、その場で支援する人の存在が大切。 ・難聴にも聞こえる電話機がほしい。 ・耳が聞こえづらいため、情報を得にくい。 <p>《情報の具体的手法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人向けの情報が載ったパンフレットの作成 ・各施設の割引制度の案内 ・制度周知の場を設ける ・テレビの完全字幕放送 ・公共施設に手話通訳者を設置 													
別府市の取組状況													
<p>1 障害者自立支援法による地域生活支援事業として、奉仕員養成研修事業を実施している。</p> <p>【平成22年度実施状況】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">目 的：</td> <td colspan="3">聴覚障害者等の福祉の向上を目的とする。</td> </tr> <tr> <td>内 容：</td> <td></td> <td style="text-align: center;">手話奉仕員</td> <td style="text-align: center;">要約筆記奉仕員</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">実 施 内 容</td> <td style="text-align: center;">厚生労働省カリキュラム手話奉仕員養成</td> <td style="text-align: center;">厚生労働省カリキ</td> </tr> </table>		目 的：	聴覚障害者等の福祉の向上を目的とする。			内 容：		手話奉仕員	要約筆記奉仕員		実 施 内 容	厚生労働省カリキュラム手話奉仕員養成	厚生労働省カリキ
目 的：	聴覚障害者等の福祉の向上を目的とする。												
内 容：		手話奉仕員	要約筆記奉仕員										
	実 施 内 容	厚生労働省カリキュラム手話奉仕員養成	厚生労働省カリキ										

	講座「入門課程」及び「基礎課程」		ユラム準拠テキスト使用
講習レベル	入門課程	基礎課程	基礎課程
開催回数	24回	23回	12回
受講者	25人	13人	4人

事業費（決算額）：870千円【財源内訳：国1/2以内、県1/4以内、一般財源】

- 2 障害者自立支援法による地域生活支援事業として、コミュニケーション支援事業を実施している。

【平成22年度実施状況】

目的：聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。

内容：

事業名	手話通訳者設置事業	手話通訳者派遣事業
事業概要	障害福祉課に手話通訳者1人を設置	手話通訳者、要約筆記者を派遣
事業費(決算額)	1,616千円	660千円
派遣回数	—	124回

※事業費（決算額）の財源内訳【国1/2以内、県1/4以内、一般財源】

- 3 障害者自立支援法による地域生活支援事業として、点字・声の広報等発行事業を実施している。

【平成22年度実施状況】

目的：文字による情報入手が困難な障害者等のために、点訳、音声訳その他障害者等にわかりやすい方法により、障害者等が地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的に障害者等に提供する。

内容：点字市報べっぷを作成し、利用者へ送付している。

事業費（決算額）：299千円【財源内訳：国1/2以内、県1/4以内、一般財源】

年度末利用者：24人

- 4 別府市公式ホームページにおいて、市が実施する障がいに関する業務等を紹介している。

- 5 障害者自立支援法による地域生活支援事業の日常生活用具給付等支援事業として、情報・意思疎通支援用具を給付している。

【平成22年度実施状況】

目的：障害者等の日常生活上の便宜を図ることを目的とする。

対象者：

種目	対象者	性能
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者。児童は原則として学齢児以上の者	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの
情報・通信支援用具	重度の視覚障害者・児及び重度の上肢不自由者・児等であって周辺機器等を使用しなければ情報機器の利用が困難な者。児童は原則として学齢児以上の者	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器またはアプリケーションソフト
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の者。児童は原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の者。児童は原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。児童は原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいものの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの
盲人用時計	視覚障害2級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者。児童は原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもの

		ので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの
人工喉頭	喉頭摘出者	笛式：呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 電動式：顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者。児童は原則として学齢児以上の者	点字により作成された図書

給付実績（決算）：

種目	給付者	給付額*
携帯用会話補助装置	4人	375千円
情報・通信支援用具	10人	836千円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	22人	1,547千円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	11人	1,078千円
視覚障害者用拡大読書器	29人	5,584千円
盲人用時計	22人	260千円
聴覚障害者用通信装置	4人	132千円
聴覚障害者用情報受信装置	3人	225千円
人工喉頭	2人	130千円
点字図書	1人	3千円

※給付額の財源内訳【国 1/2 以内、県 1/4 以内、一般財源】